

(素案)

柏原市人権行政基本方針・推進プラン

～すべての人の人間としての尊厳を尊重し、

市民が快適で健やかな生活を送れる柏原市の実現に向けて～

令和4（2022）年　月

柏　　原　　市

目 次

<u>はじめに</u>	1
柏原市人権行政基本方針	
<u>第1章 基本方針策定の背景</u>	2
1 人権尊重の潮流	2
2 基本的認識	4
3 基本方針の性格	5
<u>第2章 基本理念</u>	5
第3章 基本方針	
1 啓発活動の推進	6
2 相談事業の充実	6
3 教育・研修の実施	6
柏原市人権行政推進プラン	
<u>第1章 人権行政推進プランについて</u>	7
1 推進プランの趣旨	7
2 プランの位置づけ	8
3 推進体制の整備	8
<u>第2章 人権行政推進プランの取組み</u>	10
1 人権教育・人権啓発について	10
2 人権相談・擁護の充実	12
3 市民参加・参画の推進と人権ネットワーク化の推進	12

1	部落差別（同和問題）	15
2	女性の人権問題	17
3	子どもの人権問題	19
4	高齢者の人権問題	22
5	障害者（注）の人権問題	24
6	外国人の人権問題	27
7	ハンセン病回復者・感染症患者等の人権問題	29
8	犯罪被害者の人権問題	32
9	インターネットによる人権問題	34
10	LGBTなどの性的マイノリティの人権問題	36
11	北朝鮮当局による拉致被害者等の人権問題	40
12	さまざまな人権をめぐる問題	40

(注)「障害者」の表記について

障害の表記については、社会が障害を生み出していることが問題であり、その障害を取り除くことが社会の責務であり、障害者は社会の障害に向き合う存在であるとの考えに基づくものです。(ただし、人権問題に関わる市民意識調査結果の項目内の記載については、調査実施時の記載です。

はじめに

現在作成中

柏原市人権行政基本方針

第1章 基本方針策定の背景

1 人権尊重の潮流

人類に多大の被害と影響を与えた二度にわたる世界大戦の反省から、国際連合（国連）は昭和 23（1948）年 12 月の第 3 回総会で、「世界人権宣言」を採択しました。同宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳われ、今日の基本的人権の考え方の基礎になりました。そして、この宣言の精神を具現化するため、人権に関する多くの条約が採択され、世界的な取組みが進められてきました。

しかし、東西の冷戦が終結して、世界の平和と人権をめぐる状況は大きく前進しましたが、新たに人種・宗教・民族をめぐるさまざまな対立や紛争が起こっています。

こうした中、国連は、さらに国家の枠組みを超えた国際的な人権保障の確立を一層進めるものとして、平 6（1994）年の第 49 回総会で、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議と行動計画を採択しました。世界中で、あらゆるレベルにおいて、人権教育を通じて人権という普遍的な文化を世界中に築き上げることをめざすものです。

この国連 10 年が平成 16（2004）年度末で終了することを受けて、同年 12 月の第 59 回総会で、世界各地において引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界プログラム」を平成 17（2005）年 1 月 1 日から開始することが採択されました。このプログラムは 5 年を一つの段階として、第 4 段階「令和 2（2020）年から令和 6（2024）年」については人権教育を通した青少年の強化に重点を置くこととしています。

平成 23（2011）年には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育・研修に関する国連宣言」を採択し、同年に人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任及び救済へのアクセスの 3 つの柱によって構成された「ビジネスと人権に関する指導原則」を採択しました。こうした背景の中、国では令和 2（2020）年に企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）が策定されました。

また、平成 27（2015）年には、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、

誰ひとり取り残さないことを誓いとし、さまざまな取組みを推進していくことが決定しました。

その他の国連の動きとしては、平成 15（2003）年から平成 24（2012）年までを「国連識字の 10 年」として取組むほか、平成 17（2005）年から平成 26（2014）年までを環境問題だけでなく、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、さまざまな課題について向き合い解決していく力を育むための「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」とし、各地域で取組みを進めることとしています。

日本国憲法で基本的人権の尊重を基本理念とするわが国でも、人権関連条約を次々に批准し、平成 9（1997）年 7 月には「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を取りまとめました。そして、同年施行の「人権擁護施策推進法」の中で、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められたのを契機として、平成 12（2000）年 12 月には、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

平成 28（2016）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行され、人権問題に関する法整備が進められています。

また、大阪府では、平成 10（1998）年 10 月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を施行し、令和元（2019）年 10 月には、人権尊重の社会づくりの府の責務、府民及び事業者の責務を追加した改定を行いました。平成 13（2001）年 3 月には、同条例に基づき「大阪府人権施策推進基本方針」を策定しました。同年 3 月には全国に先駆けて平成 9（1997）年 3 月策定の「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」を見直した「後期行動計画」の策定に続いて、国連等における人権養育の動向を踏まえた「大阪府人権教育推進計画」を平成 17（2005）年 3 月に策定しました。

平成 27（2015）年には、「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」を策定し、さまざまな人権課題について、差別の解消に取組んでいます。

令和元（2019）年には、「大阪府人種又は不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（以下「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」という。）」や「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例（以下「大阪府性的多様性理解増進条例」という。）」を制定し、その一環として、令和 2（2020）年に大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を実施しています。

社会生活のあらゆる場で人権尊重の確立を図ることが重要な課題となっている

中、わが国では、個別の人権関係法の整備が進むとともに、人権侵害への迅速な救済と実効的な予防を目的とした人権救済制度の制定に受けての取組みが進行しています。

2 基本的認識

本市は、昭和 50（1975）年、①住みよいまちづくり、②清潔なまちづくり、③緑のまちづくりをめざし、「ゆたかな人間環境都市宣言」を行い、まちづくりを推進してきました。

本市の人権問題の取組みは、部落差別（同和問題）の解決をめざして、昭和 48（1973）年に同和対策室を設置することから始まりました。さらに部落差別（同和問題）を中心据え、人権に関する全庁的な取組みを展開するため、平成 6（1994）年には人権啓発室を併設しました。関係法の失効に伴い、平成 14（2002）年からは人権推進課に改称。人権問題に対する総合的な執行体制を整備し、基本的人権を擁護することを行政各分野の基本として、真摯に施策を推進してきました。

昭和 54（1979）年、地域に密着した啓発活動を展開するため、市民自らが人権啓発に取組むための組織として柏原市人権啓発活動推進連合会（柏原市人権啓発推進協議会に改称。平成 18（2006）年春に柏原市人権協会と統合）が発足しました。また、昭和 56（1981）年発足の柏原市同和問題企業連絡会（柏原市企業人権連絡協議会に改称）は企業の立場から人権尊重社会の実現に向けた活動を行っています。さらに、平成 17（2005）年には、人権啓発、自立支援の各機能を結び付けて活動する柏原市人権協会が設立されました。

本市議会も、昭和 48（1973）年「人権擁護都市」、昭和 60（1985）年「平和都市宣言」を決議するなどの活動を展開してきました。

「人権教育のための国連 10 年柏原市行動計画」を平成 12（2000）年 8 月に策定し、「柏原市人権条例」を平成 13 年 4 月に施行するなど、これまで、本市は、市民一人ひとりの人権を尊重し、市民が快適で健やかに暮らせるよう、まちづくりの実現に取組んできました。

また、令和 3（2021）年 3 月策定の第 5 次柏原市総合計画の中では、市の将来像を「選ばれるまち柏原～豊かな自然 伝統ある産業 歴史・文化、教育 みんな笑顔で住みよい 柏笑～」と定めています。そして「やさしさと思いやりを育むまち」をまちづくり目標の一つにしており、柏原市に係わる全ての人がお互いを尊重し、出会いと交流を大切にするまちを目指しています。

3 基本方針の性格

国内では現在でも部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等をめぐる問題等、人権に関わるさまざまな課題が存在しています。また、少子・高齢化、技術革新、情報化、国際化等の社会・経済情勢の変化にともない、人権の視点から取組むべき新たな課題が生み出されています。

このような現実を踏まえ、すべての人の人権が尊重され、平等に社会への参加・参画ができるようにすることを基盤に据え、温かい心にあふれ、喜びと生きがいを実感しつつ、安心して暮らせる人権重視にあふれたまち「柏原」の実現が求められます。

そのため、この基本方針では、柏原市人権条例の市の責務を明確にするとともに、第5次柏原市総合計画を基に、本市におけるすべての行政分野において総合的に人権施策を推進していくための基本方向を示すものとして策定します。

第2章 基本理念

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人の個人としての尊厳が守られ、人権が尊重されるためには、すべての人々があらゆる場での出来事や活動を通じて人権問題を自らの問題として積極的に考えて行動し、人権の共存が達成されなければなりません。

柏原市人権条例には、「この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、世界人権宣言をはじめとする国際的な人権基準、法の下の平等を定めた日本国憲法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律および柏原市人権擁護都市宣言を基本理念とし、すべての人の人間としての尊厳を尊重し、もって市民が快適に健やかな生活を送れる柏原市の実現に寄与することを目的とする」とあります。

また、柏原市民憲章には、「互いにうやまい、助け合い、豊かな心をそだてます」とうたっています。

ともに、人権尊重を基本とした社会の実現を求めており、「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会」を実現することを本市の人権施策推進の基本理念とします。

第3章 基本方針

人権施策推進の基本理念を達成するために、次の方針を定めて取組みます。

1 啓発活動の推進

一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会の実現のために、被差別マイノリティの当事者の思いを取り入れた啓発の手法を検討し、差別の解消に向けて、「男女共同参画フォーラム」「柏原市平和展」「人権を考える市民の集い」などの市民に対する講演会等をはじめ、柏原市人権協会、柏原市企業人権連絡協議会、東大阪人権擁護委員協議会柏原地区など関係機関と連携してより一層、啓発活動を推進していきます。

2 相談体制の充実

多様化する人権に関する相談に的確に対応できるよう相談員の資質向上のため、さまざまな研修等を活用し、相談体制の充実を図ります。また、人権が侵害された被害者への救済や解決を図るために、法務局などの関係機関と連携強化を図っていきます。

3 教育・研修の実施

人権尊重の教育の推進にあたっては、柏原市教育委員会をはじめ、柏原市人権協会、柏原市企業人権連絡協議会、東大阪人権擁護委員協議会柏原地区などの関係機関と連携を図り、現在行っている人権尊重の教育をより一層推進します。

また、市職員、教職員等に対する人権尊重の教育の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会、企業内などさまざまな場においても「差別をしない、差別を許さない」という意識の普及・啓発に努めます。

柏原市人権行政推進プラン

第1章 人権行政推進プランについて

1 推進プランの趣旨

本市では、昭和 48（1973）年に、「人権擁護都市宣言」を行い、人権問題を行政の重要な柱と位置付け、いろいろな価値観を認め合う意識を根付かせ、市民一人ひとりの人権を尊重し、お互いが信頼と連帯感に満ちて暮らせるよう、差別のない明るいまちづくりの実現に向けて取組んできました。

そして、平成 13（2001）年には「すべての人の人間としての尊厳を尊重し、もって市民が快適で健やかな生活を送れる柏原市の実現に寄与すること」を目的とした「柏原市人権条例」を制定しました。

さらに、平成 18（2006）年には、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権行政の方向性を定めた「柏原市人権行政基本方針・柏原市人権行政推進プラン（以下「基本方針」、「プラン」という。）」を策定し、さまざまな人権施策を行ってきました。

また、平成 26（2014）年には、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目的とした「かしわら男女共同参画プラン」を制定しました。

こうした結果、人権問題への基本的理解と認識は深まり、全般的に人権意識は高まりつつあります。

しかしながら、現実には私たちのまわりには部落差別（同和問題）をはじめとして、女性、子ども、障害者、外国人などに関わる人権問題が存在しています。また、感染症などに関連する偏見や差別、インターネットを利用したいじめや誹謗中傷といった差別事象が発生するなど、急激な社会経済情勢の変化に伴って新たな人権問題が起こっており、人権問題はだれにも起こりうる身近な問題として考える必要があります。

21世紀が「人権の世紀」と言われるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。すべての人の個人としての尊厳が守られ、人権が尊重されるためには、一人ひとりの個性と文化を尊重して多様性を認め合うことと、人権問題は他人ごとではなく、時には無意識のうちに他人の人権を侵害し、また侵害される立場に立たされる可能性があることについて認識を促し、お互いが尊重し合うよう心がけることが大切です。他人の人権を尊重することは自分の人権が尊重されることにほかならないのです。

すべての人の人権を大切にしていくことが自らの人権を守ることであり、行政がこうした人権意識の高揚を図る啓発学習・活動を推進することにより、人権が尊重される社会を実現していくことができます。

2 プランの位置づけ

本プランは、人権教育、人権啓発をはじめとする本市の人権行政の推進を図るためにもので、平成12(2000)年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づく計画です。

また、日本国憲法に定める基本的人権の考え方や、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「大阪府人権教育推進計画」を踏まえて、柏原市人権条例が基本理念とする「すべての人の人間としての尊厳を尊重し、もって市民が快適で健やかな生活を送れる柏原市の実現」のために、本市が行う人権施策の方向性を示すものです。

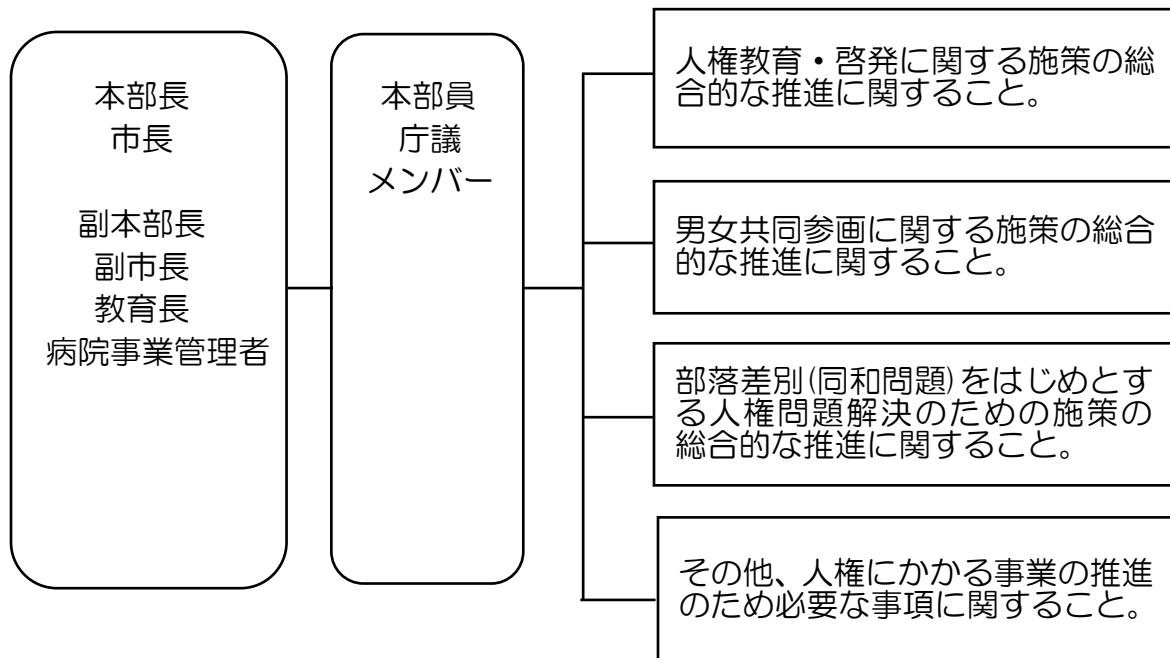
今後も、市の総合計画をはじめとする本市の他のさまざまな計画、社会情勢や価値観の多様性等に伴う動向及び柏原市人権擁護審議会の意見等も踏まえながら、必要に応じてプランを見直していきます。

3 推進体制の整備

柏原市人権条例の理念を生かし、人権が尊重されるまちづくりを進めるためには、あらゆる行政施策の推進にあたって、すべての行政分野で人権が尊重されるまちづくりを担っているという意識が必要です。そのため、総合的で実効性のある施策を推進するための庁内システムの確立を図るとともに、人権の視点から施策の企画・調整・点検などを適正に行うことによって、それぞれの分野における効果的な推進に取組みます。

また、施策の検討や推進にあたっては、市民からの意見・要望の的確な把握が欠かせないことから、あらゆる機会を通じて市民ニーズを収集するよう努めます。

人権施策推進本部



第2章 人権行政推進プランの取組み

1 人権教育・人権啓発について

(1) 生涯学習としての人権教育

本市の生涯学習推進計画においては、柏原市民憲章を基本理念に、市民一人ひとりが積極的に学び、人と人がふれあい、手をつなぎ合い、市の将来像である「緑と水にやすらぎ 心ふれあう 魅力あるまち」をつくる大きな原動力として生涯学習を位置づけています。

社会全体に人権文化を構築するためには、人々が日常の生活において、人権に関するいろいろな問題に気づき、あらゆる場を生涯学習としてとらえ、自分の問題として積極的に行動を起こす習慣をつけることが大切です。そのため、人権に関わるプログラム開発に努め、魅力ある豊かな学習機会の創出をめざします。

生涯学習施策の推進にあたっては、総合行政で取組まなければなりません。その中でも、とりわけ生涯学習機関の連携や協力体制の強化を図り、学習情報の提供、学習相談体制の整備充実に努めます。また、市民の主体的な活動への支援、市民参画の推進体制の確立に努め、現実に身近に生起している人権問題を踏まえた課題解決を図っていきます。

(2) 学校教育等における人権教育

学校園等の教育のあり方を考える上で、人権教育は最も重要な柱といえます。これまで取組んできた同和教育の成果を軸として一層発展させるという認識のもと、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育を展開しなければなりません。

そのために、今後も、「柏原市教育振興基本計画」や大阪府教育庁作成の「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」などにもとづき、人権及び人権問題に関する正しい理解を深めるよう人権教育に取組みます。中でも、子ども、部落差別（同和問題）、女性、障害者、外国人、性的マイノリティ、ハンセン病などに係るさまざまな人権問題や課題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進します。

(3) 職員・教職員に対する人権教育

行政は、人権教育を推進させる上で重要な責任を持つ機関です。市民一人ひとりの権利を擁護する立場から、そこに働く職員に対する人権教育はあらゆる機会に取組まれ、行政が積極的に施策を推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めることを市の責務であります。

すべての職員・教職員は、その職務を通じて人権を擁護するという重要な責務を担っていることを自覚し、人権教育を推進する啓発リーダーとして市民の人権意識高揚をめざす責務を果たす必要があります。そのため、すべての職員・教職員に対する人権教育は、人権問題を知識の理解にとどめず、差別の実態や現実に生起し社会問題となっている事象を学習教材として研修し、部落差別（同和問題）をはじめさまざまな人権課題に関する学習機会や情報の提供の充実を図ります。

（4）福祉・医療関係者に対する人権教育

日本社会の高齢化・少子化にともない、私たちの生活に占める福祉・医療の比重はより高まり、それに従事する者の急速な増大が予測されます。

そのため、子ども、障害者、高齢者等に対する処遇や介護に直接当たるなど、人権への配慮が特に求められる福祉・医療関係の人たちに対し、人権侵害事象の生じた医療現場の課題を取り上げ、人権意識の普及・高揚が図られるよう人権教育の充実に努めます。

（5）企業における人権教育

企業における人権教育は、基本的には企業の主体性に基づいて実施されるところですが、それと同時に行政による支援が必要であります。

人権が尊重される快適な職場づくりの推進のため、藤井寺公共職業安定所と連携し、公正採用選考人権啓発推進員を企業における人権教育推進のためのリーダーとして育成・支援します。また、柏原市企業人権連絡協議会と連携しながら、企業が行う人権研修の支援や人権教育教材などの提供などに努めます。

（6）家庭・地域における人権教育

人権尊重や基本的な社会性を育てるために、家庭や地域の持つ役割は重要です。そのため今日、社会の動きとして問題となっている「家庭内暴力・児童虐待」、「固定的な性別役割分担」、「高齢者の介護問題」など人権教育を推進するために啓発活動を一層活発化させます。

さらに、これらの問題に関する啓発、相談、支援機能を充実させ、人権の視点に立った家庭教育や子育てなどの学習機会の充実に努めます。

2 人権相談・擁護の充実

本市では、市民が日常生活の中で直面するさまざまな問題について、その内容に応じた各種専門の窓口を設置しています。

人権侵害事案が発生したとき、市民が一人で悩むのではなく、身近にあって解決方策について相談できる窓口が必要です。人権問題に関わる紛争処理については、現行制度では国の事務となっており、人権擁護委員による「特設人権相談」が重要な役割を果たしています。また、幅広く総合的に対応するための窓口として人権相談員による「人権いろいろ相談」を行っております。市民が気軽に相談できる窓口となっており、これらの一層の周知に努めます。

さらに、平成28(2016)年に設置しました「相談窓口担当者連絡会議」を活用し、多様な相談内容に対応するべく、各種相談窓口間における連携強化を推進するとともに、情報交換や共有を行い、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、人権課題等を把握するために、相談事例や研修を通じて潜在的な人権課題やニーズを察知し人権施策の効果的な推進につなげるとともに相談員の資質向上にも努めます。

3 市民参加・参画の推進と人権ネットワーク化の推進

行政から市民へ一方通行的になりがちであった、「行政は啓発する側、市民は啓発される側」というこれまでの啓発のあり方の関係性を脱して、市民自身による啓発学習の創造が課題となっています。また、市民の意見や要望を人権に関する施策に反映させていくための市民参加・参画システムのあり方も含め、これらについて検討していきます。

今日、地方分権化が進展する中、地方自治体が大きく変わろうとしています。行政が公共の分野で社会的責任のすべてを担うというこれまでの推進のあり方を、市民の自己責任等をもとに市民が相互に支え合う社会への移行を進め、市民と行政の協働によるまちづくりの推進が肝要です。

そこで、本市でも「市民との協働」という観点を重視した、さまざまな取組みとして、人権教育・啓発を研究・実践する「柏原市人権協会」や「柏原市企業人権連絡協議会」及び「東大阪人権擁護委員協議会柏原地区」などを中心に、市民とともに人権教育・人権啓発活動をすすめています。

今後も、柏原市人権協会をはじめとした人権団体、各種市民団体など諸機関・団体との連携を密にし、人権ネットワーク化の推進を図ります。

第3章 人権課題への取組み

市では、部落差別（同和問題）をはじめさまざまな差別の現実から学びながら、人権課題に対して積極的に取組んできました。それらの成果を生かすとともに、新しい課題解決に向け、市が取組むべき主要な課題と位置付け、かつ、本市が実施しました「人権問題に関する市民意識調査」結果を勘案し、推進するものとします。

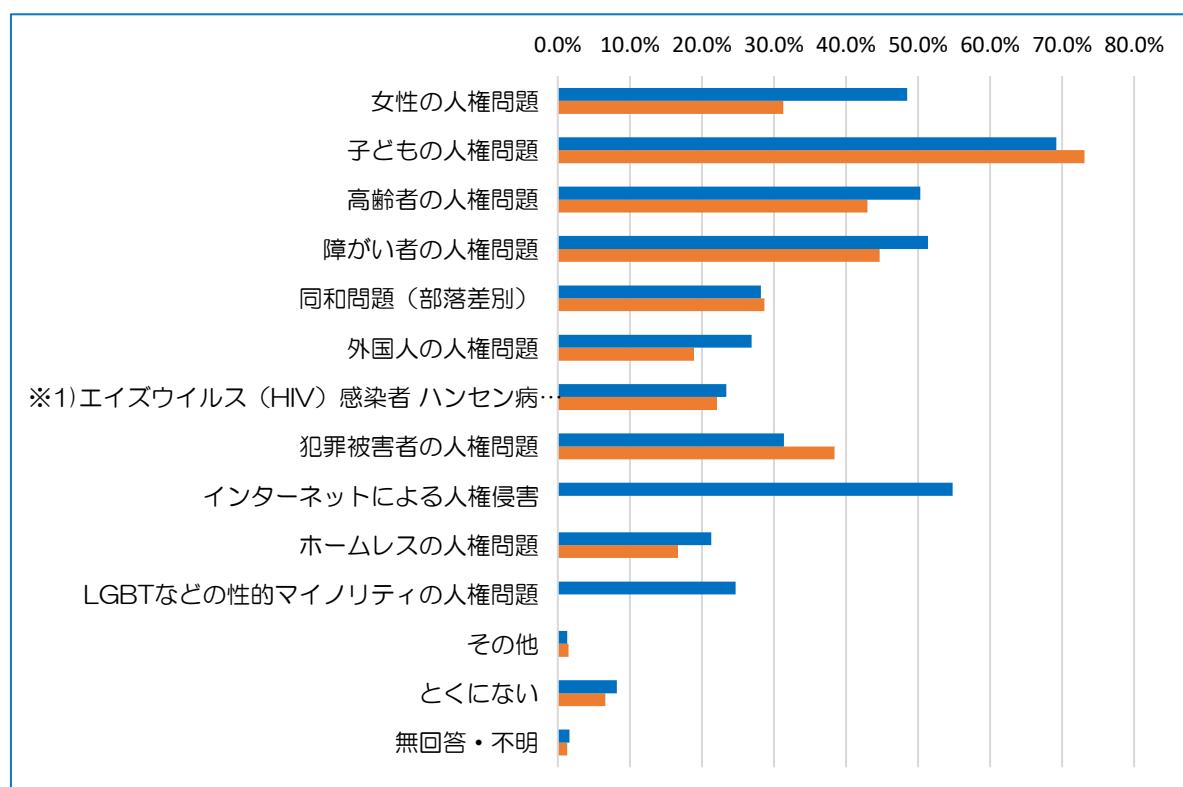
《人権問題に関する市民意識調査》

- | | |
|-------------|---|
| 1 調査目的 | 柏原市民の人権問題に関する意識の現状、傾向及び課題を把握することにより、「人権のまちづくり」に向けた今後の人権施策を進める基礎資料とする。 |
| 2 調査期間 | 令和3年1月15日～2月3日 |
| 3 調査対象 | 令和3年1月1日現在で市内在住の満16歳以上の市民2,000人 |
| 4 調査対象者抽出方法 | 住民基本台帳からの無作為抽出 |
| 5 調査対象者抽出条件 | 男女比率：令和2年11月末時点での男女比と同程度
年齢比率：令和2年11月末時点での年齢比と同程度 |
| 6 調査方法 | 郵送配付・郵送回収による無記名方式 |
| 7 回収状況 | 発送数：2,000件 回答者数：765件 回答率：38.3% |

※表のパーセンテージの数値は、少数第2位で四捨五入しているため合計値が100%にならないことがあります。

次の人権問題で、あなたが関心のあるものは何ですか。（複数回答可）

人権問題で関心があるものを見てみると、「子どもの人権」が 69.2%と最も多く、次に「インターネットによる人権侵害」が 54.8%、「障がい者の人権問題」が51.4%となっている。「同和問題（部落差別）」への関心は 28.2%であり、前回実施時（平成 18（2006）年度）と大きな変化はありませんでした。また、「女性の人権問題」や「外国人の人権問題」などの関心については増加しております。



（上段：今回、下段：前回）

※1 エイズウイルス（HIV）感染者 ハンセン病回復者などの人権問題

1 部落差別（同和問題）

部落差別は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている日本固有の人権問題です。（令和3年度版人権教育・啓発白書）これらの課題は、本市においても例外ではありません。

その中で、本市では、差別の要因にもなる住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得の防止や不正請求の抑止をはかるため、住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に、その交付の事実を通知する「登録型本人通知制度」を平成22（2010）年10月から導入しました。

また、平成28（2016）年12月に「部落差別解消推進法」が施行され、現在もなお部落差別が存在することが法律で明記されました。この法律は、部落差別は許さないものであるとの認識の下に差別解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、相談体制の充実や、地域の実情に応じた教育及び啓発を行うことなど、国や地方公共団体の責務について定められました。

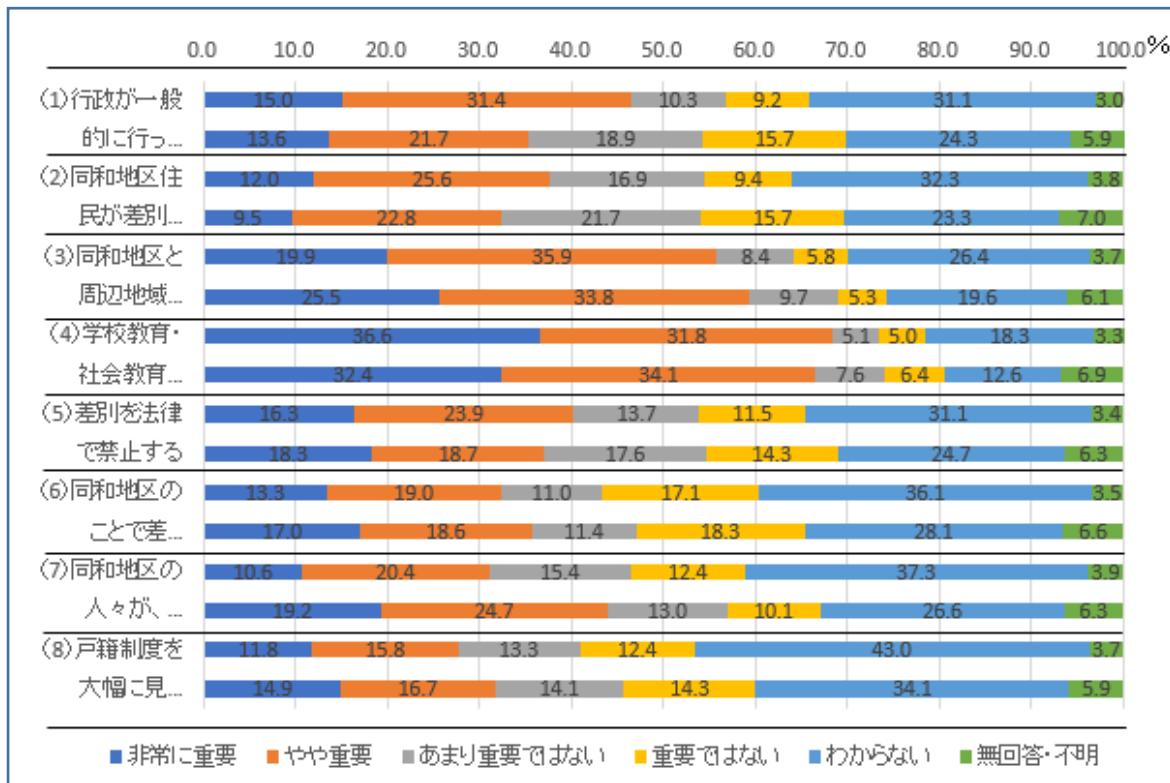
本市においても、この法律の理念を十分にふまえ、差別をはじめとした人権侵害に対しては、関係機関・団体等と連携した相談支援体制により、適切な対応を行うとともに、部落差別の解消に向けて、研修会の開催や意識調査の実施、担当課と連携した本人通知制度の登録推進など、効果的な方策を研究しながら、さまざまな人権啓発活動を推進します。

また、私たち一人ひとりが根強く存在する偏見や忌避意識を解消し、部落差別問題に対して適切な対応を行うために、自分自身の問題として考えることができる学習や当事者の思い等から家庭教育へつながる啓発のあり方について参加型研修の実施も含め研究を行い、人権教育活動に反映します。

本市において、令和2（2020）年1月～2月に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「同和地区出身者に対する差別をなくすために、どのようなことが重要か」の項目において、「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」が最も多く、約7割の方が重要としています。一方「同和地区のことで差別があることを口に出さず、そっとしておけば自然に差別はなくなる」が非常に重要、やや重要と回答された割合が約3割という結果となっております。

この結果をふまえ、教育・啓発に関しては、特にそっとしておけば良いという、いわゆる「寝た子を起こすな論」や「逆差別」、「権利主張」に焦点をあてた市ウェブサイト、広報誌等を活用した啓発及び参加型研修等の推進に取組みます。

同和地区出身者に対する差別をなくすために、次にあげる意見はどの程度重要だと思いますか。（それぞれ1つに○）



- (1) 行政が一般的に行っている施策により、同和地区住民の自立を支援する
- (2) 同和地区住民が差別の現実や不当性をもっと強く社会に訴える
- (3) 同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して「まちづくり」を進める
- (4) 学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う
- (5) 差別を法律で禁止する
- (6) 同和地区のことで差別があることを口に出さず、そっとしておけば自然に差別はなくなる
- (7) 同和地区の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする
- (8) 戸籍制度を大幅に見直す・廃止する

2 女性の人権問題

国連は、昭和 50（1975）年を国際婦人年と定め、昭和 54（1979）年には女子差別撤廃条約が採択され、平成 12（2000）年には国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催されるなど、世界的に女性の人権の保障や地位の向上、社会参加への取組みが進められてきました。

国では、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」の批准によって法や制度の整備が大きく進展しました。そして、平成 11（1999）年には男女共同参画社会基本法が制定され、その翌年には同基本計画が策定されました。

本市では、平成 19（2007）年に、「柏原市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 27（2015）年には「第 3 期かしわら男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策に取組んできました。

性別による固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え方）については、本市の人権問題に関する市民意識調査において、平成 19（2007）年に実施した前回の調査よりも、反対と回答された方が 14 ポイント増加の 57.6%となり、意識については一定改善傾向となっているものの、男女共同参画や女性の人権に関する理解や認識は、社会に浸透しているとはいえない現状があり、社会生活のさまざまな場面において女性が不利益を被ったり十分な活動ができなかったりすることが今なおあります。

また、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメントをはじめ、配偶者や交際相手など親密な関係者からの暴力（DV）（注）、ストーカー行為など、被害者の多くが女性である暴力行為は年々増加傾向にあり、深刻化しています。

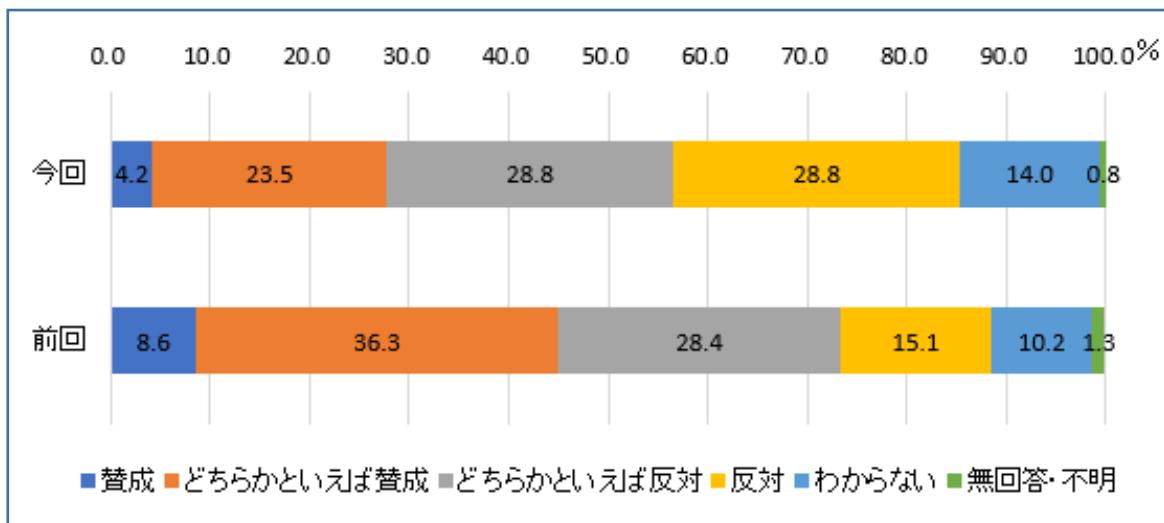
これらの背景にあるのは、男女の固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係などの男女が置かれている状況や社会意識に根ざした構造的な問題があります。それらが、男女平等の達成を困難にし、さまざまな分野で個性と能力を十分に発揮することを望んでいる女性の生き方、ひいては男性の生き方も狭めています。社会のあらゆる分野における活動に、女性と男性が対等なパートナーとして参画する機会が保障されるとともに、すべての人が個人として、性別にとらわれることなく、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現する必要があります。

本市では、女性の社会的自立に向けた諸制度の整備や女性の各種委員会・審議会、地域活動等の施策決定の場への積極的な登用などに取組むとともに女性の職業生活における活躍の推進のために、事業主への啓発など女性の就労促進及び男女双方のワークライフバランスが推進される社会づくりの取組みを進めます。また、DV も含めた相談体制の充実についても関係機関との連携強化を図り推進していきます。

(注) DV(ドメスティック・バイオレンス)について
DVについては、次の6種類があります。

種類	内容
身体的暴力	殴る、蹴る、首をしめる、刃物をつきつける、髪をひっぱる、腕をねじる、引きずりまわす等
精神的暴力	大声でどなる、ばかにする、無視する、おどす、見下す、大切にしているものを壊す、自殺をほのめかす等
経済的暴力	生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、働かせない、家計の責任を負わせる等
性的暴力	無理やりポルノなどを見せる、望まない性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない等
社会的暴力	友人や身内とのつき合いを制限する、自由に外出させない、電話やメールをチェックする、浮気を疑う、激しい嫉妬、行動を監視する等
子どもを利用した暴力	子どもの前で暴力をふるう、子どもを危険な目に合わせる、子どもを取り上げようとする等

あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どのようにお考えですか。(○は1つ)



3 子どもの人権問題

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び推進などに関しては、これまで日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいて、その基本原理や理念が示されてきました。平成元（1989）年には「子どもの権利条約」が国連総会で採択され、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」の4点を一般原則としたうえで、具体的に子どもの権利について規定し、子どもを権利行使の主体として位置づけました。

本市では、令和2（2020）年に「第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進しています。

また、虐待の予防及び早期発見並びに諸問題が発生した際の子どもとその家族への救助方策及び援助システムの構築について、関係から意見を聴取することや虐待等についての関係機関相互間における連携を図ることを目的に、平成16（2004）年4月に「要保護児童対策地域協議会」を設置し虐待及び虐待をめぐる子どもの諸問題の解決に努めております。

一方、子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化などの家族構成の変化、子育てにおいての不安・負担、孤立感を抱える保護者の増加、都市化・情報化が進展する中での地域社会とのつながりの希薄化、インターネット中心のコミュニケーションの増加、子どもに対する虐待（注）やいじめ問題、また、社会問題化している家庭の経済格差の拡大による「子どもの貧困」の問題など、子どもの人権や尊厳をめぐる問題が深刻化しています。

大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育っていくことの大切さを改めて認識する必要があります。そのためには行政のみならず、家庭、地域、学校等が連携を深め、一体となった取組みを推進していくことが大切です。

本市の人権問題に関する市民意識調査でも、子どもの人権が尊重されていないことの項目では、「親が、子育てを放棄する」と答えた方が79.9%と最も多く、次いで「大人が子どもの意見を聞かず、自分の意見を子どもに押し付ける」ときが63.5%となっております。

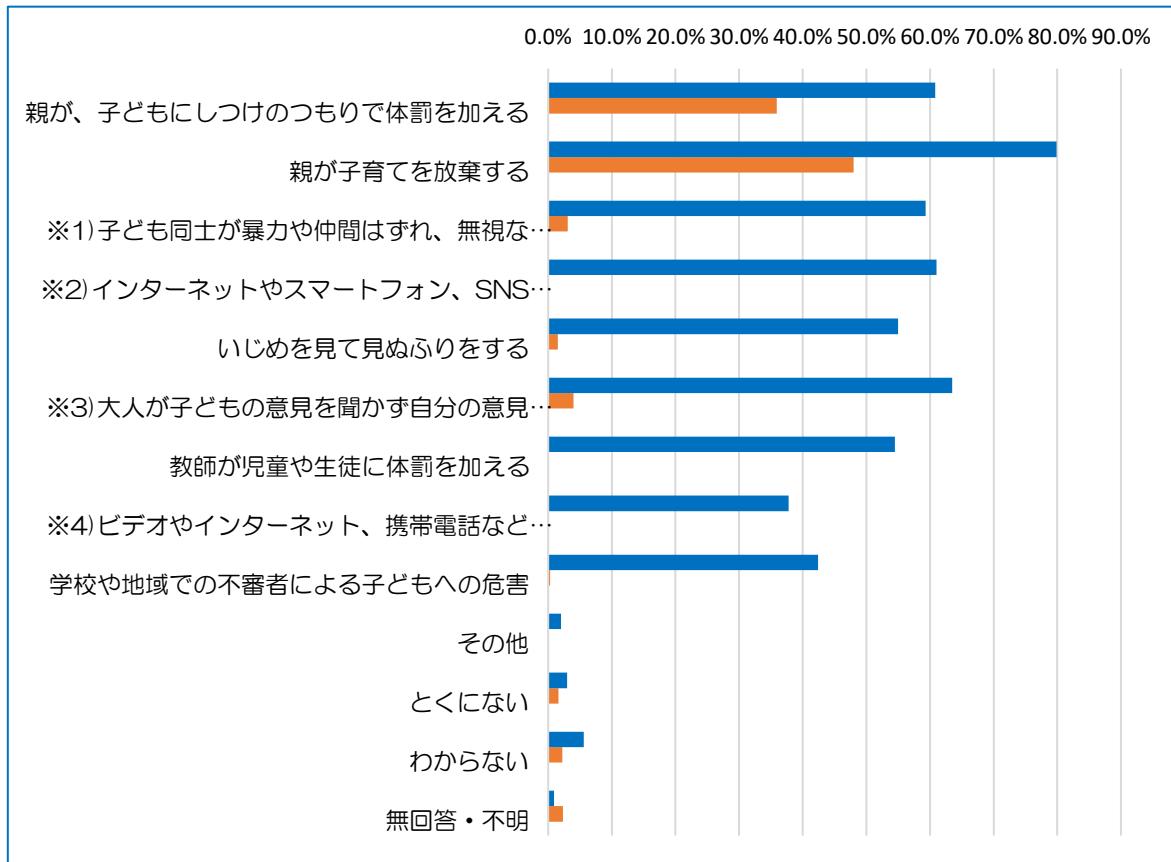
本市においても、令和2（2020）年4月に改定しました「柏原市教育振興基本計画」に基づき、教育活動を通じて、互いに違いを認め合い、「命を大切にする心」や自尊感情を育てる人権教育を推進していくとともに、子どもに対する虐待やいじめ等の人権侵害については、市内学校園や庁内の相談支援担当課をはじめ、関係機関・団体とも連携した相談支援の充実及び行政、学校、家庭、地域等が一体となった啓発活動を推進し、問題の解決を図り、子どもの人権を尊重する意識づくりのための取組みを推進します。

(注) 子どもに対する虐待について

子どもに対する虐待は「児童虐待の防止等に関する法律」において、次の4種類が規定されています。

虐待の種類・定義	内 容
身体的虐待（法第2条第1号） 『定義』 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	殴る、蹴る、熱湯をかける、食事を与えない、異物を飲ませる等の行為
性的虐待（法第2条第2号） 『定義』 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。	子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・示唆などの他、性器や性交を見せることやポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。等
ネグレクト（養育の怠慢・拒否） (法第2条第3号) 『定義』 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。	乳幼児を車の中に放置する。 保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康状態や安全を損なう行為。 子どもの健康・安全への配慮を怠っている。 適切な衣食住の世話をせず放置する。 家に閉じ込める。等
心理的虐待（法第2条第4号） 『定義』 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。 他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする。 言葉による脅かし、脅迫など。 DVなどを子どもの目の前で見せ、苦痛を与えてしまう行為も心理的虐待となる。

次のうち、「子どもの人権が尊重されていない」ことだと思うものは
どれですか。(複数回答可)



(上段：今回、下段：前回)

- ※1 子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする
- ※2 インターネットやスマートフォン、SNSなどでいじめや嫌がらせを行う
- ※3 大人が子どもの意見を聞かず自分の意見を子どもに押し付ける
- ※4 ビデオやインターネット、携帯電話などを用いて子どもを取り巻く性情報の氾濫

4 高齢者の人権問題

国連では、平成 3（1991）年に、「高齢者のための国連原則」として、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5原則を採択しました。また、その原則を普及・具現化させるため、平成 11（1999）年を「国際高齢者年」と定め、高齢者を受益者としてのみでなく、社会発展の主体者としてとらえ、高齢者が自ら要求し、行動することの重要さと自ら参加して豊かな暮らしを築くことは、後の世代の人々の幸せにもつながるものであるとしています。

わが国は、人口の高齢化が急速に進行しており、内閣府によると、総人口に占める65歳以上の人口は、3,619万人（令和2年10月1日現在）となり、高齢化率は28.8%と総人口が減少するなかで、高齢化率は上昇し続け、令和18（2036）年には33.3%、令和47（2065）年には38.4%となると予想されています。本市においても、65歳以上の人口は、20,215人（本市住民基本台帳に基づく人口 令和3（2021）年3月末現在）となり、人口の29%を超える超高齢社会に突入し、今後も高齢化率が上昇すると考えられることから、就労意欲を有する高齢者が、知識や経験を活かして、生き生きと活躍できる社会を実現することが重要なってきます。

一方で、一人暮らしの高齢者、認知症高齢者、要介護高齢者の増加に伴い、介護負担の増加等を原因とした家庭内の高齢者虐待や、本人の承諾なく財産権を侵害する事件など、高齢者に対する人権侵害が大きな問題となり、平成18（2006）年には、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、高齢者虐待に係る通報義務等が定めされました。

こうした状況の中、本市においては、平成25（2013）年10月に高齢者及び障害者に関わる関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備するための「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、さらに令和3（2021）年3月には、「高齢者の人権を尊重」「高齢者とともにいきいきした社会の実現」「住み慣れた地域での暮らしを支援」「高齢者の自立生活の支援」の4つを基本的視点とした「第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を策定し、介護予防・健康づくり施策の充実、認知症施策の推進及び地域全体で高齢者を支えるための地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しさまざまな施策の取組みを進めています。

また、本市の人権問題に関する市民意識調査でも、高齢者の人権が尊重されていないことの項目では、「悪徳商法や詐欺の被害者になることが多い」が45.6%と最も多く、次いで「道路の段差解消、エレベーターの設置など高齢者に配慮したまちづくりが十分でない」が44.1%、「情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない」が43.3%、以降、「病院での看護や福祉施設での介護において、冷たく扱われたり虐待を受ける」、「働く能力を発揮する機会が少ない」の順

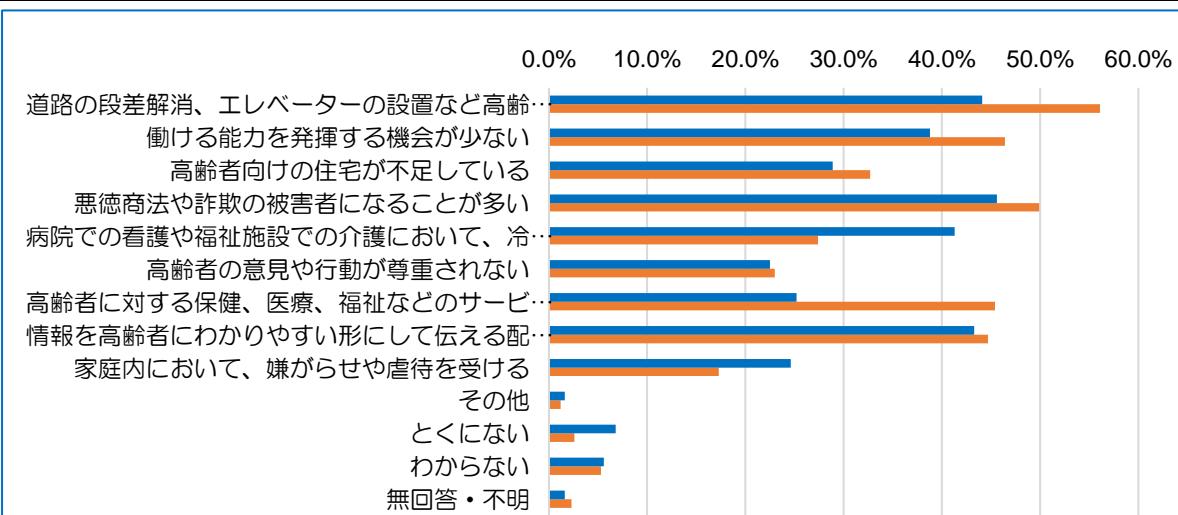
で高い水準を示しております。高齢者的人権が尊重されるためには、高齢者の生きがいづくりや、社会参加を促す機会を増やす取組みが必要であり、地域や行政が協働して高齢者を見守り、相談支援活動を推進することが大切です。

本市においても、高齢者虐待等の人権侵害の防止を図るためのネットワーク会議や啓発活動を推進するとともに、警察をはじめとした関係機関・団体と連携を強化し、人権侵害を早期発見し、適切に対応します。

また、高齢者の自立や社会参加への支援のために、地域包括支援センターをはじめ、関係機関・団体と連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

次のうち、「高齢者的人権が尊重されていない」ことだと思うものは
どれですか。（複数回答可）

	回答者数	道路の段差解消、エレベーターの設置など高齢者に配慮したまちづくりが十分でない	働く能力を発揮する機会が少な	高齢者向けの住宅が不足している	悪徳商法や詐欺の被害者になることが多い	病院での看護や福祉施設での介護において、冷たく扱われたり虐待を受ける	高齢者の意見や行動が尊重されない	高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でない	情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	家庭内において、嫌がらせや虐待を受ける	その他	とくにない	わからない	無回答・不明
今回	765 100.0	337 44.1	297 38.8	221 28.9	349 45.6	316 41.3	172 22.5	193 25.2	331 43.4	188 24.6	12 1.6	52 6.8	43 5.6	12 1.6
前回	683 100.0	383 56.1	317 46.4	223 32.7	341 49.9	187 27.4	157 23.0	310 45.4	305 44.7	118 17.3	8 1.2	18 2.6	36 5.3	16 2.3



（上段：今回、下段：前回）

5 障害者の人権問題

国連では、昭和 50（1975）年に「障害者の権利宣言」を採択し、その後、平成 18（2006）年に障害のある人の基本的人権を促進、保護し、固有の尊厳の尊重を促すことを目的とした「障害者権利条約」が採択され、わが国も平成 26（2014）年に批准しました。

国では、平成 23（2011）年に「障害者基本法」が改正され、「障害を理由とする差別の禁止」とともに「共生社会の実現」をめざしていくことが理念として掲げられました。これらの理念を実現するために、平成 28（2016）年4月に「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由として不利に扱う「不当な差別的な取り扱い」の禁止や、さまざまな社会的な障壁や困難を取り除くための調整とされる「合理的配慮」（注 1）の提供について定めされました。

本市においては、平成 27（2015）年3月に「柏原市障害者計画」を策定し、「障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり」を基本理念として掲げ、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定のもとに自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。さらに令和 3（2021）年3月には、「柏原市障害者計画第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、基本理念は承継しつつ、「地域の中で共に生きるまち」「子どもを育み子育て家庭を支えるまち」「地域で安心して自立した生活を送れるまち」「就労と社会参加を進めるまち」の4つの「基本目標」を掲げ、多職種・多機関による協力・連携に努めながらその実現に向けた取組みを進めています。

一方で、障害のある人を取り巻く状況については、段差の解消や情報保障といったバリアフリーへの取組みやユニバーサルデザイン（注 2）の理念の広がりなどを通して、「合理的配慮」の提供など、生活環境における社会的障壁（バリア）は徐々に解消されてきました。そして令和 3（2021）年には「多様性と調和」を基本コンセプトとし東京パラリンピックが開催されるなど、世界規模での共生社会の実現を促進しております。

しかしながら、心理的なバリアについては、障害特性への無理解や偏見といった課題が残っており、身体、知的、精神の各障害に加え、発達障害への理解や認識を深め、障害の特性に応じた配慮や手助けができるよう教育や啓発を進めていく必要があります。

本市の人権問題に関する市民意識調査でも、障害者の人権が尊重されていないことの項目では、「道路の段差解消、エレベーターの設置など障害者に配慮したまちづくりが十分でない」が 54.1% と最も多く、次いで「働く能力を發揮する機

会が少ない」が 51.2%、「障がいのある人が社会で自由に活動したり社会参加をするための受け入れ体制が十分でない」が 47.8%、以降、「学校や職場で不利な扱いを受ける」、「病院での看護や福祉施設での介助（介護）において、冷たく扱われたり虐待を受ける」の順で高い水準を示しております。

また、障害の有無に関わらず、全ての人が安心して生きることができる社会は、行政の施策だけで実現できるものではなく、地域や民間事業者、関係機関・団体の協働した取組みも重要です。

本市においても、障害者と繋がることで、当事者が直面するさまざまな問題を認識し、私たち一人ひとりの問題として理解を深めることができる学習機会の提供に努めるなど、障害者への偏見や差別を解消する方策を研究しながら、正しい認識や理解を深めるための取組みを推進します。

（注 1）合理的配慮について

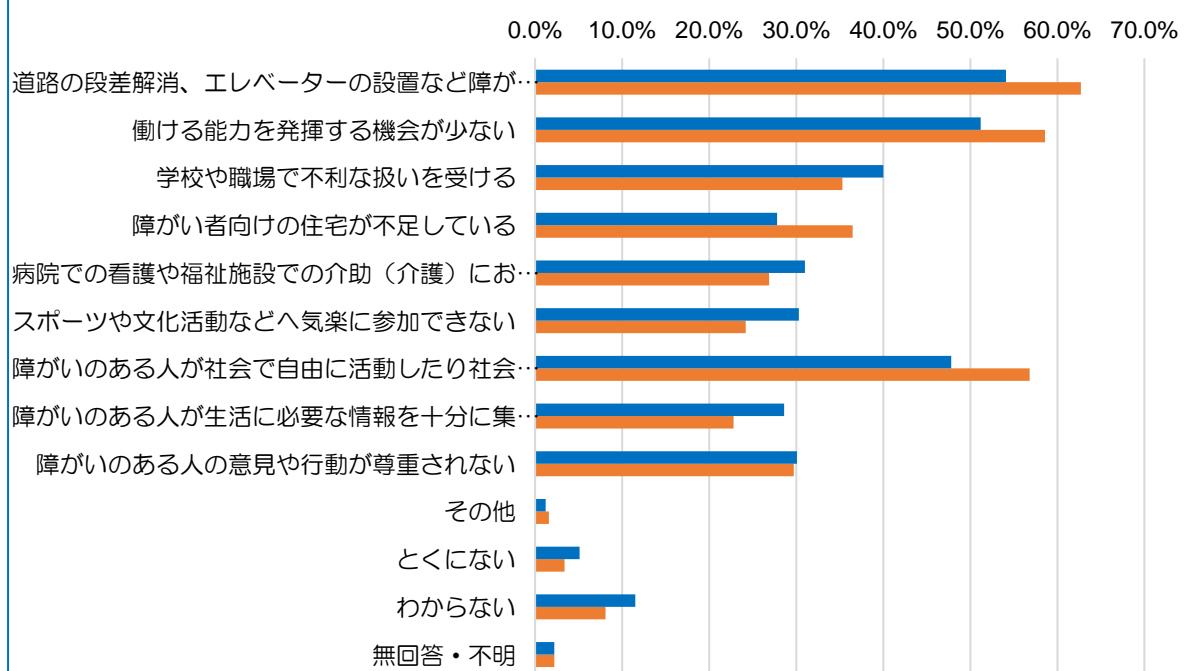
障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。（障害者の権利に関する条約第二条）

（注 2）ユニバーサルデザインについて

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のことです。（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画）

次のうち、「障がい者の人権が尊重されていない」ことだと思うものは
どれですか。（複数回答可）

回答番号	道路の段差解消、エレベーターの設置など障がい者に配慮したまちづくりが十分でない	働ける能力を発揮する機会が少ない	学校や職場で不利な扱いを受ける	障がい者向けの住宅が不足している	病院での看護や福祉施設での介助（介護）において、冷たく扱われたり虐待を受ける	スポーツや文化活動などへ気楽に参加できない	障がいのある人が社会で自由に活動したり社会参加をするための受け入れ体制が十分でない	障がいのある人が生活に必要な情報を十分に集めることができない	障がいのある人の意見や行動が尊重されない	その他	とくにない	わからない	無回答・不明	
今回	765 100.0	414 54.1	392 51.2	306 40.0	213 27.8	237 31.0	232 30.3	366 47.8	219 28.6	230 30.1	9 1.2	39 5.1	88 11.5	17 2.2
前回	683 100.0	428 62.7	400 58.6	241 35.3	249 36.5	184 26.9	165 24.2	388 56.8	156 22.8	203 29.7	11 1.6	23 3.4	55 8.1	15 2.2



(上段：今回、下段：前回)

6 外国人の人権問題

近年の国際化時代を反映して、日本に在住（在留）する外国人は年々増加しております。本市においても、令和3（2021）年9月末現在、37か国、1,458人の外国人住民が居住しています。

国連においては、昭和23（1948）年の「世界人権宣言」の採択以降、「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「人権差別撤廃条約」などが採択され、国際的な人権基準が形成されてきました。

国においても、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃を定めた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（人種差別撤廃条約）」を平成7（1995）年に批准しているところですが、言語、文化、習慣、価値観の違いによる誤解などから、近隣住民との摩擦が生じたり、相互理解が不十分であることによる外国人に対する差別や偏見などの人権問題や在日韓国・朝鮮人をはじめとした特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われています。

こうした中、ヘイトスピーチを解消するため、平成28（2016）年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、人権又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消を推進し、全ての人が違いを尊重し合いながら、共生することができる社会の実現に向けた施策を推進していくことが明記されました。

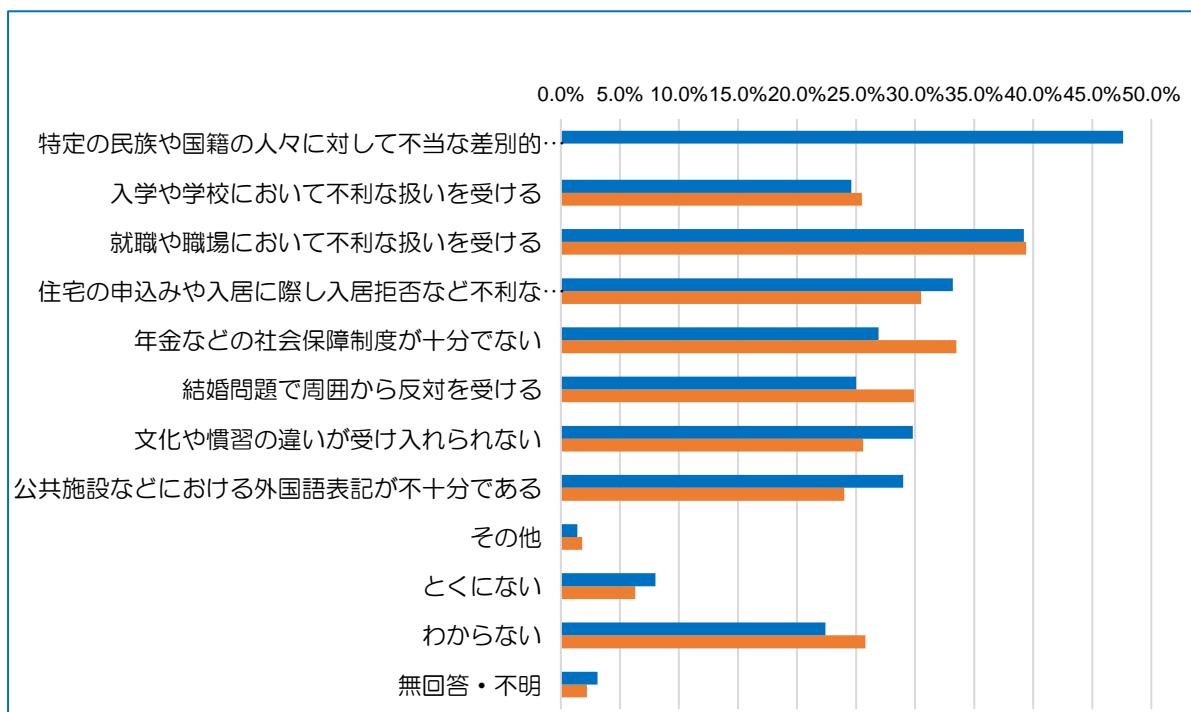
また、大阪府においても令和元（2019）年11月1日に、ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに違いを認め合い、尊重し合う共生社会づくりをめざすために、「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」が施行されました。

本市の人権問題に関する市民意識調査でも、外国人の人権が尊重されていないことの項目では、「就職や職場において不利な扱いを受ける」が39.2%、「住宅の申込みや入居に際し入居拒否など不利な扱いを受ける」が33.2%となっておりますが、平成19（2007）年2月に実施した前回の調査時にはなかった「特定の民族や国籍の人々に対して不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われる」が47.6%と最も多い結果となっております。

本市においても、多様な文化や価値観を尊重する共生社会を目指して、理解を深めるための啓発活動や、特定の民族等に対する差別的、排他的な行為の防止に向けて、正しい知識や理解を深めるための教育活動及び関係機関・団体等と連携した相談支援体制の推進・充実を図ります。

次のうち、「外国人の人権が尊重されていない」ことだと思うものは
どれですか。(複数回答可)

	回答者数	特定の民族や国籍の人々に対して不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われる	入学や学校において不利な扱いを受ける	就職や職場において不利な扱いを受ける	住宅の申込みや入居に際し入居拒否など不利な扱いを受ける	年金などの社会保障制度が十分でない	結婚問題で周囲から反対を受ける	文化や慣習の違いが受け入れられない	公共施設などにおける外国語表記が不十分である	その他	とくにない	わからない	無回答・不明
今回	765 100.0	364 47.6	188 24.6	300 39.2	254 33.2	206 26.9	191 25.0	228 29.8	222 29.0	11 1.4	61 8.0	171 22.4	24 3.1
前回	683 100.0	- -	174 25.5	269 39.4	208 30.5	229 33.5	204 29.9	175 25.6	164 24.0	12 1.8	43 6.3	176 25.8	15 2.2



(上段：今回、下段：前回)

7 ハンセン病回復者・感染症患者等の人権問題

(1) ハンセン病患者・元患者・その家族の人権問題

ハンセン病については、「らい予防法」が平成 8(1996)年に廃止されるまで、患者の終生隔離を中心とした政策が実施されてきました。

ハンセン病は、治らない病気、帰ることができない病気、怖い病気との誤ったイメージから偏見、差別を生み続けました。この問題は、患者本人はもとより、本人が療養所に入所した後も、地域社会ではその家族等の日常生活に影響を及ぼす状況が続き、今もなお残っています。

国においては、令和元(2019)年には、「ハンセン病元患者家族に対する賠償金の支給等に関する法律」が施行され、さらに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」において、名誉権の回復の規定対象に家族を追加する改正が行われるなど、国は新たな法整備及び補償措置を講じるとともに、過去の過ちを認め、謝罪しました。

本市の人権問題に関する市民意識調査でも、エイズウイルス(HIV)感染者、ハンセン病回復者などの人権が尊重されていないことの項目では、「悪いわざを流されたり、差別的な言動を受ける」が46.0%、次いで「本人に無断で感染を他人に知らせる」が37.1%、「病院での治療・入院を拒否される」が35.6%となっております。

本市においても「らい予防法」廃止の意義と人権が共存する社会実現の理念について、正しい理解を広めていくことが重要な課題です。

(2) HIV 感染者の人権問題

国内のHIV感染者及びAIDS患者の新規報告件数は、平成20(2008)年をピークとして年間約1,000件の横ばいで推移しており、厚生労働省エイズ動向委員会の報告では、令和2(2020)年の新規報告者数は1,095件となっております。

HIV感染者やエイズ患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって現われています。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定しているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

本市においては、HIV 感染者、エイズ患者の人権を尊重するという視点に立ち、関係機関等と連携協力しながら、HIV 感染者、エイズ患者に対する正しい理解と普及のための啓発を推進するとともに、HIV 感染者は、相対的に若い世代も高い傾向にあることから、本市教育委員会等と連携し学校等における健康教育の推進に努めます。

（3）新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症に関する人権問題

わが国において令和2（2020）年1月に初めて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が確認され、令和3(2021)年10月現在の国内の累計陽性者数は約170万人、死亡者数は18,183人（10月23日現在）となっています。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染者をはじめ、感染者の家族、医療従事者、エッセンシャルワーカー（注）とその家族、また接種を希望されない方への差別、偏見、誹謗中傷、いじめなどが発生しています。新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等に対する偏見や差別は、ほとんどが科学的な知識不足やデマといった情報によるものです。

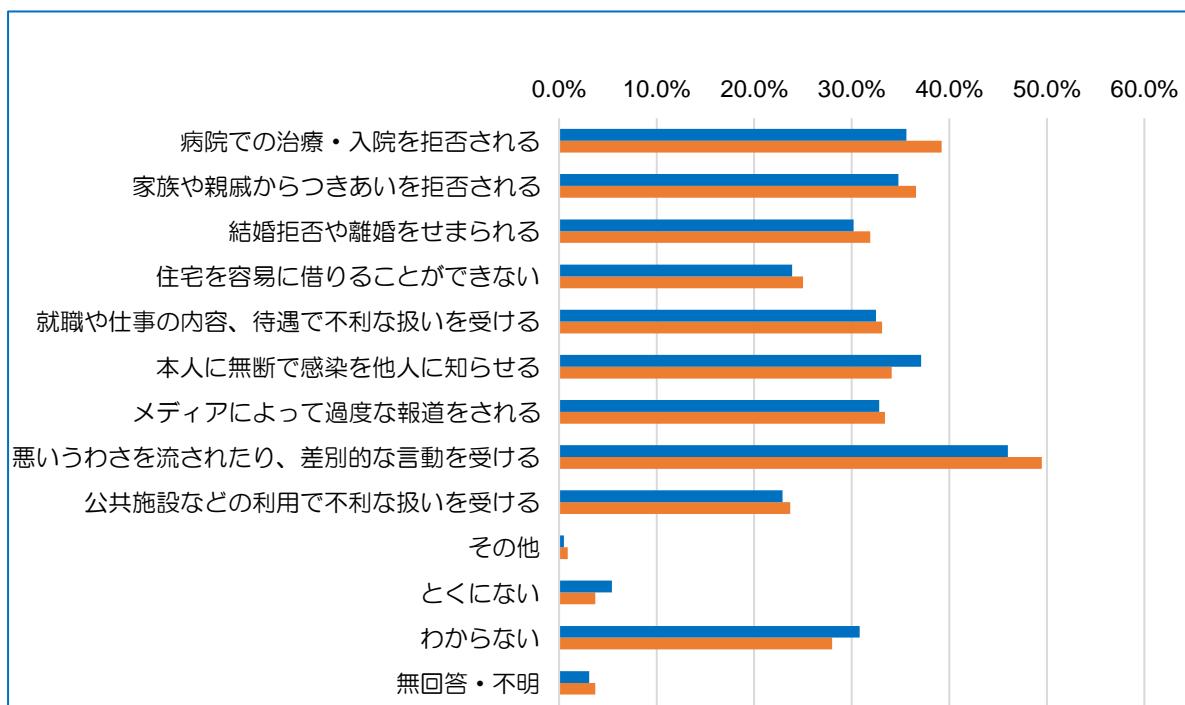
本市においても、新型コロナウイルス感染症や新たな感染症による人権問題については、関係機関や団体等と連携し、正しい知識の情報提供や偏見・差別に対する啓発、さらに相談支援体制の充実に努めます。

（注）エッセンシャルワーカーについて

社会基盤を支えるために必要不可欠な仕事に従事する労働者ことをいいます。

次のうち、「エイズウイルス（HIV）感染者、ハンセン病回復者などの人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。
 （複数回答可）

	回答者 数	病院での治療・入院を拒否される	家族や親戚からつきあいを拒否される	結婚拒否や離婚をせまられる	住宅を容易に借りることができない	就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける	本人に無断で感染を他人に知らせる	メディアによって過度な報道をされる	悪いうわさを流されたり、差別的な言動を受ける	公共施設などの利用で不利な扱いを受ける	その他	とくにない	わからない	無回答・不明
今回	765 100.0	272 35.6	266 34.8	231 30.2	183 23.9	249 32.5	284 37.1	251 32.8	352 46.0	175 22.9	4 0.5	41 5.4	236 30.8	24 3.1
前回	683 100.0	268 39.2	250 36.6	218 31.9	171 25.0	226 33.1	233 34.1	228 33.4	338 49.5	162 23.7	6 0.9	25 3.7	191 28.0	25 3.7



（上段：今回、下段：前回）

8 犯罪被害者の人権問題

犯罪被害者やその家族は、犯罪による生命・身体等への被害や精神的なショックに加えて、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担や周囲の人やSNSをはじめとするソーシャルメディア上での誹謗中傷、マスコミ取材や報道による精神的被害といった二次的被害を受けることがあります。

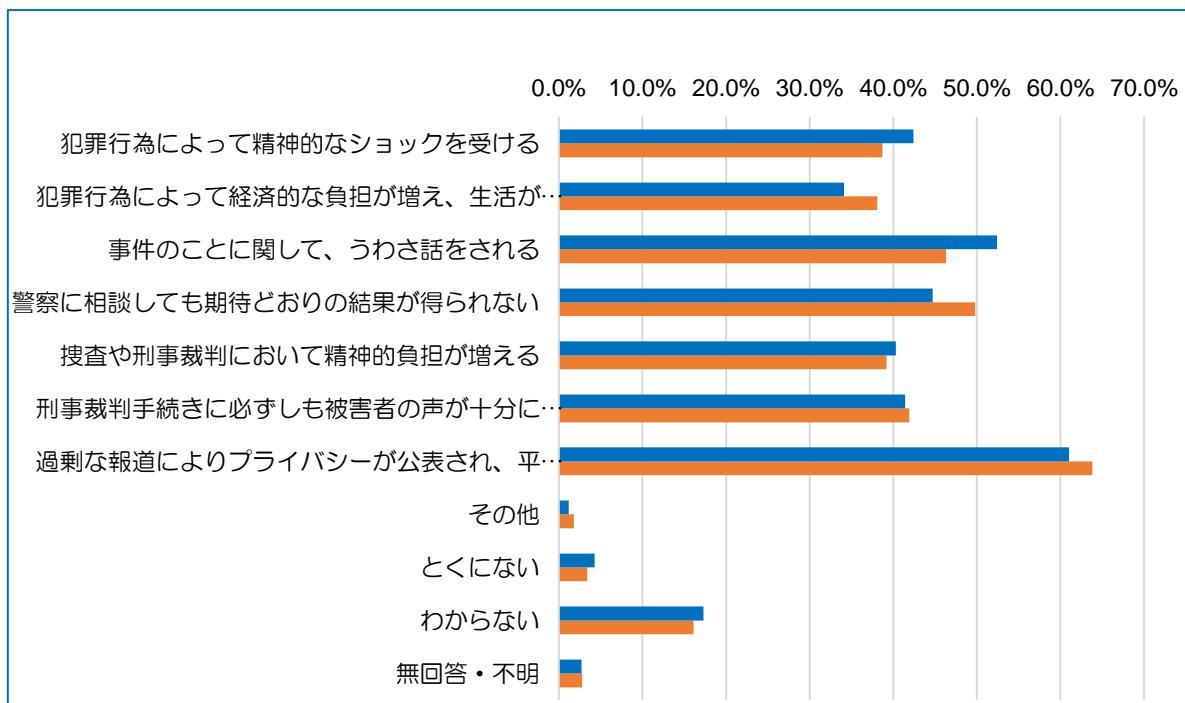
このような状況の中、国は、平成17（2005）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者の権利と支援及び国・地方公共団体及び国民の責務が明記されました。また翌年には施策を推進するため、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者給付制度の拡充や刑事裁判での被害者参加制度など、さまざまな施策が実施されています。

本市の人権問題に関する市民意識調査でも、犯罪被害者の人権が尊重されていないことの項目では、「過剰な報道によりプライバシーが公表され、平穏な私生活が送れなくなる」が61.0%と最も多く、次いで「事件のことに関して、うわさ話をされる」が52.4%、「警察に相談しても期待どおりの結果が得られない」が44.7%となっており、犯罪被害者等の精神的な苦痛やプライバシーの侵害に対する支援が求められています。

本市におきましては、犯罪被害者等がおかれている状況及びその状況をふまえた犯罪被害者等に対する支援の重要性並びに二次被害の発生防止のための配慮の重要性について市民等の理解の促進を図るため、関係機関や団体等と連携し広報及び啓発に努めるとともに、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うため、大阪被害者支援アドボカシーセンター等の関係機関と連携した相談支援体制の充実に努めます。

次のうち、「犯罪被害者的人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。(複数回答可)

	回答者数	犯罪行為によって精神的なショックを受ける	犯罪行為によって経済的な負担が増え、生活が苦しくなる	事件のことに関して、うわさ話をされる	警察に相談しても期待どおりの結果が得られない	捜査や刑事裁判において精神的負担が増える	刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分に反映されるわけがない	過剰な報道によりプライバシーが公表され、平穏な私生活が送れなくなる	その他	とくにない	わからない	無回答・不明
今回	765 100.0	324 42.4	261 34.1	401 52.4	342 44.7	308 40.3	317 41.4	467 61.0	9 1.2	33 4.3	132 17.3	21 2.7
前回	683 100.0	264 38.7	260 38.1	316 46.3	340 49.8	268 39.2	286 41.9	436 63.8	12 1.8	23 3.4	110 16.1	19 2.8



(上段：今回、下段：前回)

9 インターネットによる人権問題

総務省の「情報通信白書」によると、令和2（2020）年の日本のインターネット利用率（個人）は83.4%となっており、いつどこにいても世界中の情報が収集できるほどの、高度な情報化社会になりました。簡易に利用できるソフトウェアの普及によって、誰もが手軽にインターネットを利用できるようになり、膨大な量の情報がネット上を飛び交っています。

インターネットの利用者が急速に増加する中、発信者の匿名性、情報発信の簡易性といった特性を悪用した個人に対する誹謗中傷、差別を助長する表現、有害な情報の掲載、個人情報の流出など、人権侵害事象が起こっています。

中でも特定の民族、国籍の人々を排除するヘイトスピーチや、部落差別を助長、誘発する情報の摘示や拡散、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した誹謗中傷・いじめ等の事象が後を絶たずに発生しています。

国では、インターネット上での人権侵害による被害を回復するため、平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められました。さらに、平成21（2009）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行され、青少年を有害情報から守るために携帯電話会社等にフィルタリング（閲覧制限）サービス等の提供が義務づけられました。

また、本市の人権問題に関する市民意識調査でも、「インターネットによる人権侵害」が「子どもの人権」に次いで2番目に関心度が高く、「インターネット上で人権が尊重されていない」ことの項目では、「デマを流したり、他人への誹謗中傷や差別的な表現などを掲載する」が76.2%と最も多く、次いで「個人情報の流出などの問題が多く発生している」が60.1%、「出会い系サイトや、LINE、ツイッターなどのSNSが犯罪を誘発する場となっている」が42.6%となっております。

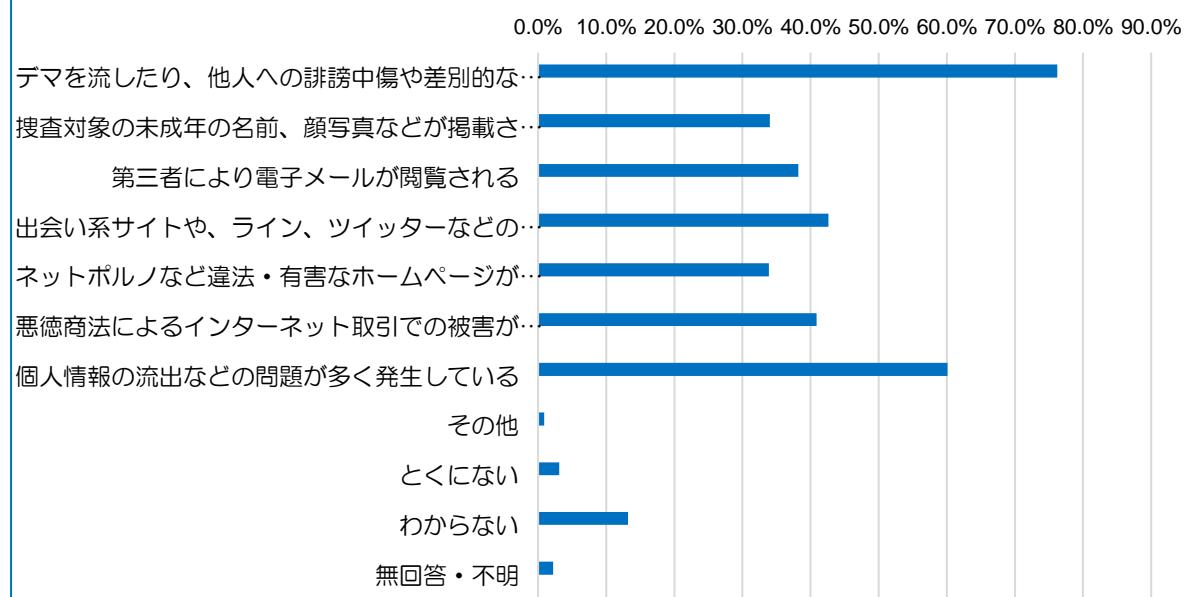
本市においては、プライバシーや名誉権を侵害する事象はもとより、差別を助長、誘発する人権侵害事象に対しては、法務局や大阪府をはじめとした関係機関、団体等と連携し、効果的な方策について研究しながら問題の解決を図ります。

また、インターネット上に溢れる差別的な情報に対して、適切かつ毅然とした対応を行うために、一人ひとりがネットリテラシー（インターネットの情報を正しく理解し、適切に利用することができる能力）を習得し、正しい理解や認識を深めるための教育、啓発活動を本市教育委員会、人権擁護委員及び人権協会等の関係機関・団体と連携し推進していくとともに、インターネット上での人権侵害事象に対

しては、モニタリングを実施し、関係機関と連携して、正確な実態の把握を行い、適正な対応を行うとともに、被害者に対する相談支援体制の充実を図ります。

次のうち、「インターネット上の人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。（複数回答可）

	回答者数	傷や差別的な表現などを他人への誹謗するデマを流したり、他人への誹謗中傷や差別的な表現などを掲載する	検査対象者の未成年の名前、顔写真などが掲載される	第三者により電子メールが閲覧される	出会い系サイトや、ライン、ツイッターなどのSNSが犯罪を誘発する場となっている	ネットポルノなど違法・有害なホームページが存在する	悪徳商法によるインターネット取引での被害が多い	個人情報の流出などの問題が多く発生している	その他	とくにない	わからない	無回答・不明
今回	765 100.0	583 76.2	260 34.0	292 38.2	326 42.6	259 33.9	313 40.9	460 60.1	7 0.9	24 3.1	101 13.2	17 2.2
前回	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -



※前回は調査しておりません。

10 LGBTなどの性的マイノリティ（注1）の人権問題

性には、生物学的な性（からだの性）、性自認（自分の性をどのように認識しているか）、性的指向（恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか）などの要素があります。

「生物学的な性」と「性自認」が一致している人や、「性的指向」が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらにあてはまらない人のことを性的マイノリティといいます。具体的には、女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、恋愛感情や性的欲求が男女（両性）に対してある両性愛者（バイセクシュアル）、生まれたときに割り当てられた性別と性自認が異なるトランスジェンダー（注2）と呼ばれる人たちがいます。それ以外にも他者に対して恋愛感情や性的欲求を抱かないアセクシュアル、自分の性的指向や性自認が定まっていない、また意図的に定めていないというクエスチョンングと呼ばれる人たちなど性はとても多様であり、これら以外にもたくさんの性のあり方があります。

このように性のあり方は多様であるにも関わらず、「男性は、男性の特徴のある身体を持ち、いわゆる男性らしい行動をし、女性を好きになる。女性は、女性の特徴のある身体を持ち、いわゆる女性らしい行動をし、男性を好きになる。そのことが普通である。」といった固定観念や先入観により、性的マイノリティに対する偏見や差別、アウティング（注3）に関わるいじめ、社会生活上の制約などさまざまな問題に苦しみ、自尊感情の低下や自殺未遂リスクが高いなど、社会の中での生きづらさを感じています。

このような状況の中、国は、平成20（2008）年、第63回国連総会に提出された「性的指向と性自認に関する宣言」に署名し、性自認や性的指向による差別をなくし、すべての人の人権を保護する声明に賛同しました。

国では、平成16（2004）年7月、「性同一性障害の性別取り扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たした人が戸籍上の性別を変更できるようになりました。性別取り扱いの変更要件に関しては、現在もさまざまな議論がなされています（注4）が、心と身体の性別の不一致に悩む当事者にとっては、自分が望む性で生きることができるようになり、大きな前進となりました。

また、大阪府では性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざすために、令和元（2019）年10月、「大阪府性の多様性理解増進条例」が施行され、当条例の取組みの一環として、令和2（2020）年1月から「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度（注5）」が開始されております。

本市の人権問題に関する市民意識調査でも、LGBTなどの性的マイノリティの人権が尊重されていないことの項目では、「偏見による差別的な言動を受ける」が

51.4%と最も多く、次いで「男らしく、女らしく」という考え方を押し付けられる」が41.7%、「学校や職場でいじめや嫌がらせを受ける」が40.5%となっており、LGBTなどの性的マイノリティに関する問題の正しい理解を促進することが求められています。

本市においては、LGBTなどの性的マイノリティに対する偏見や差別をなくし、正しい理解、知識及び認識を深めるために、関係機関や団体等と連携し、研修会や講演会等を開催するなど、啓発に努めるとともに、市教育委員会をはじめ法務局等の関係機関と連携し教職員及び児童生徒の理解促進と相談支援体制の充実、さらに大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の利活用や申請書等における性別欄の見直し等についても検討し推進に努めます。

(注1) LGBTなどの性的マイノリティについて

LGBTは以下の頭文字をとった性的マイノリティの総称の一つです。これらの他性のあり方は多様であることから、LGBTQ+と呼ばれることもあります。また、自分自身をどういう性だと認識しているのかやどんな性別の人を好きになるのかという状態を指す用語としてSOGIE（ソジー）というものもあります。

«LGBTQ+»

L	レズビアン(Lesbian)	性自認が女性で性的指向が女性 女性同性愛者
G	ゲイ(Gay)	性自認が男性で性的指向が男性 男性同性愛者
B	バイセクシュアル(Bisexual)	性的指向が男性と女性の両性である人、または性的指向に性別を問わない人
T	トランスジェンダー(Transgender)	生まれたときに割り当てられた性別と性自認が異なる人
Q	・クエスチョニング(Questioning) ・クィア(Queer)	・クエスチョニング 自分の性のあり方について「分からない」「決めたくない」など ・クィア 性的マイノリティを包括する言葉 ※元々は「不思議な、奇妙な」という意味で同性愛者を侮蔑する言葉であったが、当事者が前向きな意味で肯定的に使っている
+	プラス	この他にもさまざまな性があるということを示すもの

«SOGIE»

SO	セクシュアル・オリエンテーション (Sexual Orientation)	性的指向、好きになる性別
GI	ジェンダー・アイデンティティ (Gender Identity)	性自認、自分の性別についての認識
GE	ジェンダー・エクスプレッション (Gender Expression)	性表現 服装や髪型、仕草などの外見に表れる性を自分がどう表現したいかというもの

(注 2) トランスジェンダーについて

生まれたときの性別と自分で認識している性別が異なる人のことをいいます。なお、性同一性障害という言葉は、身体の性と心の性が一致していないことによって生じる違和感・不快感といった症状を示す診断名で、日本精神神経学会は、平成 26（2014）年にこの診断名を「性別違和」に改めました。

(注 3) アウティングについて

ある人のセクシュアリティについて、本人の承諾がないまま、第三者に暴露する行為をいいます。

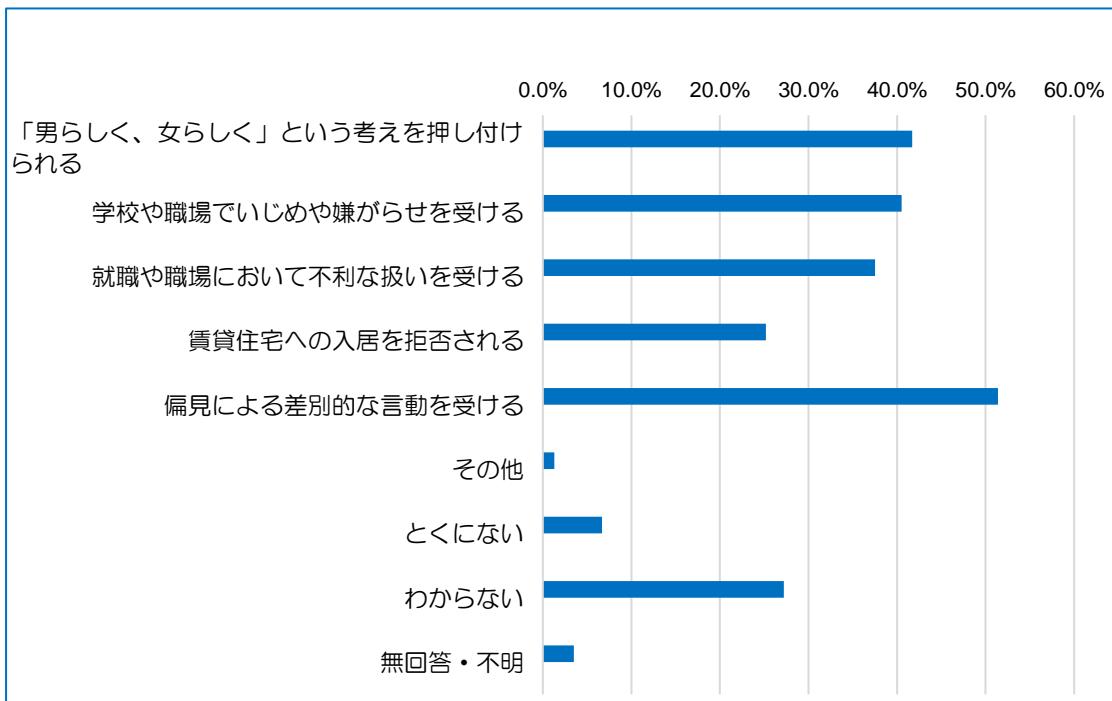
(注 4) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第 3 条で、性別取扱いの変更要件について、次の 5 つを挙げている。①20 歳以上であること②現に婚姻をしていないこと③現に未成年の子がないこと④生殖腺がない、または生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること⑤その身体について、他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観をそなえていること。要件③については、法律制定後から批判が強く、平成 18 年 4 月に「現に子がないこと」から「現に未成年の子がないこと」に緩和された。

(注 5) パートナーシップ宣誓証明制度について

LGBT などの性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度です。

次のうち、「LGBTなどの性的マイノリティの人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。（複数回答可）

	回答者数	「男らしく、女らしく」という考え方を押し付けられる	学校や職場でいじめや嫌がらせを受ける	就職や職場において不利な扱いを受ける	賃貸住宅への入居を拒否される	偏見による差別的な言動を受ける	その他	とくにない	わからない	無回答・不明
今回	765 1000	319 41.7	310 40.5	287 37.5	193 25.2	393 51.4	10 1.3	51 6.7	208 27.2	27 3.5
前回	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -



※前回は調査しておりません。

11 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権問題

1970年代から80年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致であることが濃厚であることが明らかになりました。現在、国はこれまでに、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、この他にも、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や、特定失踪者（注）も含め拉致の可能性を排除できない事案もあります。

拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権の侵害であり、国は北朝鮮に対し、拉致被害者としての認定の有無に関わらず、すべての被害者の安全確保、即時帰国及び真相究明等を強く要求してきました。北朝鮮は平成14（2002）年9月にはじめて日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が24年ぶりに帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局からの問題の解決に向けた具体的行動はありません。

このような状況に対し、国は平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権侵害対処法）」を施行するとともに、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることとし、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

本市においても、この問題についての関心と認識を深めていくために、国や大阪府などの関係機関と連携し啓発活動に努めます。

（注）特定失踪者について

「特定失踪者」とは、民間団体である「特定失踪者問題調査会」が、「北朝鮮による拉致かもしれない」という御家族の届出等を受けて、独自に調査の対象としている失踪者のことです。

12 さまざまな人権をめぐる問題

1～11に掲げた人権問題の他にも、アイヌの人々に対する結婚や就職における差別や偏見、刑を終えて出所した人に対する差別や偏見、ホームレスに対する偏見や差別、性的搾取や強制労働などを目的として暴力や権力の濫用等により行われる人身取引、東日本大震災をはじめとする災害に伴う被災者に対する風評によるいじめ・偏見・差別、自死（自殺）者とその家族の人権、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントなどの人権に係る問題、生活困窮者にお

ける人権問題などがあります。

これらの問題や社会情勢の変化に伴う新たな問題についても、このプランの趣旨に沿って的確に対応していきます。

第4章 プランの推進

本プランの推進にあたっては、以下の点に留意して進めます。

- 1 人権行政推進プランを総合的、効果的に推進し、市民の人権意識の高揚をさらに図っていくため、「人権施策推進本部」を中心とした全庁的な取組みを進めます。プランの実施にあたっては、推進本部の下、適宜連絡調整を図り、総合的、効果的な関係施策の推進に努めるとともに、関係組織においては、このプランの趣旨を十分ふまえ、関係施策を実施します。
- 2 社会の複雑多様化や情報化、高度化など時代の流れの中で、人権問題も多種多様化し、差別の交差性などにより新たな人権問題も指摘されるようになっておりますので、隨時情報の収集に努めるとともに、時代の要請、ニーズに合った施策の実施に努めます。
- 3 さまざまな差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、広範な取組みを進めることが必要であり、国、市町村その他の公的機関や民間団体等と連携し、各分野において、人権尊重の社会を実現するための取組みを進めます。また、市民参加・参画システムのあり方についても、検討していきます。
- 4 人権を取り巻く社会情勢の変化等によって、このプランを変更する必要性が生じた場合には、その見直しを行います。